

久留米市行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助金交付要領

第1条 この要領は、久留米市行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助金の交付について、久留米市補助金等交付規則及び久留米市行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助金交付要綱（以下「要綱」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第3条3項における携帯電話とは、電波による無線通信により通話及び通信ができる持ち運び可能な小型電話機とし、スマートフォンとは、後からソフトウェアなどを追加できるよう汎用のオペレーティングシステムを搭載した携帯電話又は通話及び通信ができる携帯情報端末とする。

第3条 要綱第2条第1項第1号の介護する家族等とは、次の各号のいずれかに該当する者で、位置情報検索サービスの利用する認知症高齢者等（以下「利用者」という）に対して、日頃より介護や日常生活の支援、見守り等を行っている者とする。

- (1) 親族
- (2) 利用者の状況（行動範囲や日課等）を把握しており、かつ位置情報検索サービスで確認した利用者の位置情報によっては利用者が支援を要する状況であると判断できる者
- (3) (1) 又は (2) に準じる者としてその他市長が特に認める者

第4条 要綱第2条第1項第1号アの認知症高齢者の該当の有無については、次のいずれかにより確認するものとする。

- (1) 医師の診断書
- (2) 認知機能の低下を診断するために市町村又は医療機関等が実施する認知症診断テスト結果等
- (3) 第2条各号に掲げる者からの聞き取りによる利用者の日常生活の状況
- (4) その他、市長が適切と認める方法

第5条 要綱第3条1項における初期費用とは、別表第1のとおりとする。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機器（GPS等）	利用者が行方不明になった際に、その位置情報を確認することができるもの。
付属品	位置情報検索サービスの利用契約に伴い付属するもの、並びにストラップやポーチ、機器をはめ込める靴などで、機器を利用するために必要なもの。ただし、利用者の都合により必要以上に買い増しをしたものを除く。
新規加入料	位置情報検索サービスの利用契約に伴い通信会社や警備会社対して発生する初期登録料など。但し、利用契約に伴い経常的に発生する費用や変更契約及び更新契約に伴う費用を除く。
契約事務手数料	位置情報検索サービスの利用契約に伴い通信会社や警備会社対して発生する事務手数料など。但し、利用契約に伴い経常的に発生する費用や変更契約及び更新契約に伴う費用を除く。